
後世に残る志木市の目玉イベント検討委員会
検討結果報告書

令和6年9月30日

I 後世に残る志木市の目玉イベント検討委員

後世に残る魅力ある志木市の目玉イベント（以下「目玉イベント」という。）を検討するため、令和5年10月24日から令和6年9月30日までの任期中、後世に残る志木市の目玉イベント検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、約1年に渡り事業内容等について議論を重ねました。

1 検討委員会委員

任期 令和5年10月24日～令和6年9月30日

構成 15人（市民委員8人、職員委員7人）

区分	氏名	備考
市民委員	神山 威仁	委員長
	中田 裕規	副委員長
	市之瀬 匠	
	春日 良介	
	國府田 有以	
	高橋 大輝	
	高山 樹	
	永井 大地	
職員委員	佐野 由美子	市民活動推進課長
	梅木 秀平	市民活動推進課
	小山 貴行	〃
	樋口 直也	〃
	田中 源人	〃
	渡辺 桃子	産業観光課
	前田 裕人	〃

2 検討委員会実施状況

令和5年10月24日	委嘱状交付式
令和5年11月7日	第1回検討委員会
令和5年12月5日	第2回検討委員会
令和5年12月21日	第3回検討委員会
令和6年1月15日	第4回検討委員会
令和6年2月19日	第5回検討委員会
令和6年3月18日	第6回検討委員会
令和6年4月15日	第7回検討委員会
令和6年5月20日	第8回検討委員会
令和6年6月3日	関係者ヒアリング
令和6年6月17日	第9回検討委員会
令和6年7月16日	第10回検討委員会
令和6年8月29日	第11回検討委員会
令和6年9月25日	第12回検討委員会

※必要に応じて知識・知見等を有する者を招き、助言を求めた。

II 目玉イベント事業案概要

1 事業名

(仮称) 後世に残る志木市の目玉イベント

2 実施主体

(仮称) 後世に残る志木市の目玉イベント実行委員会

3 開催目的

いろは親水公園を舞台に、参加者が一緒になって、それぞれの願いや思いを込めたキャンドルに火を灯し、また、夜の調べに耳を傾ける光と音楽のイベント開催を通じて地域の一体感や絆を深めることで、コミュニティのさらなる醸成を図るとともに、郷土・志木市の魅力や歴史を再発見する機会とし、後世に残る本市の新たな文化・特色の創出につなげます。

4 開催日時

(1) 日程

令和7年10月26日市制施行記念日前後の土曜日又は日曜日

- ステージや点灯式などのイベントは1日のみの開催とし、ライトアップはある程度の期間で実施することで、イベント当日に来場できない市内外の人たちにも楽しんでもらいたい

(2) 時間 (想定)

14時／キャンドル作成体験やステージアトラクション

- 夜間だけではなく、日中・夕方から事前イベントを実施することで子どもたちも参加しやすい環境を整備

17時30分／本開催・点灯

- 開会宣言、点灯式、ステージ開幕

21時／終了

5 開催場所

いろは親水公園 (左岸・中洲)

- メイン会場は「左岸」

6 対象

老若男女を問わず、世代を超えて誰もが楽しめるイベントを目指します。

- ▶ 地元中学生、高校生ボランティアとの当日運営を検討し、可能であれば一緒になってイベントを運営することで、次代の担い手の育成につなげるとともに地域に根ざしたイベントを目指したい

7 内容

(1) キャンドル・たき火コーナー (左岸・高水敷)

- ▶ キャンドル作成コーナー
- ▶ キャンドル飾り、たき火
- ▶ キャンドルに思いを込めて飾ってもらう来場者参加企画など

(2) キャンドルの大飾り (中洲)

- ▶ SNS映えスポットをイメージ (あくまでもメイン会場は左岸)
- ▶ メイン会場の左岸から見えるようなキャンドル飾りを企画

(3) ステージ (左岸・高水敷)

- ▶ 日中：楽器体験、誰でもステージ (子どもの参加をイメージ)
- ▶ 夜間：ジャズやアコースティックなステージを想定
- ▶ 演者 (候補)：プロ、志木市にゆかりのあるアーティスト、市内活動団体・サークル
- ▶ コンテストイベントも企画案のひとつ

(4) ライトアップ (左岸全体)

- ▶ 園内通路・樹木
- ▶ 広場
- ▶ 富士下橋や水上飾りなど

(5) 飲食コーナー (左岸・広場)

- ▶ キッチンカーを中心とすることで、いつものイベントとの差別化を図る
- ▶ 単純に机・イスを配置するだけでなくライトアップやたき火を活用した演出を取り入れ、落ち着いた雰囲気醸し出す

※各事業の詳細は、実行委員会で検討する。

Ⅲ 資料

令和5年10月23日告示第203号

志木市後世に残る志木市の目玉イベント検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 後世に残る魅力ある事業（以下「事業」という。）について検討するため、後世に残る志木市の目玉イベント検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 志木市まちづくり推進バンク要綱（平成26年志木市告示第82号）第4条第3項に規定する志民力人材バンク登録台帳に記載されている者
- (2) 市民生活部市民活動推進課の職員
- (3) 市民生活部産業観光課の職員

2 委員の任期は、令和6年9月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

事務局 市民生活部 市民活動推進課
